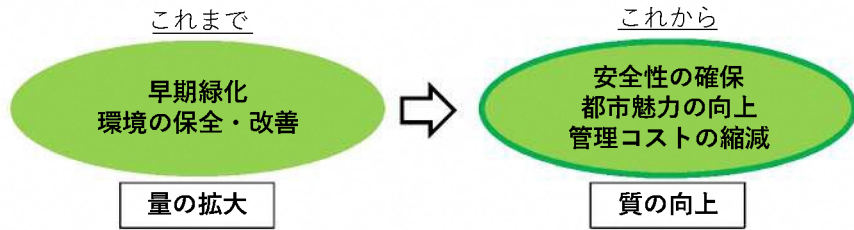


1-背景・目的

本市の街路樹は植栽後40年以上を経過するものが増え、その一部には、大木化や老朽化、生育環境の悪化に伴う事故リスクの増大など、道路交通の安全や市民生活に影響を及ぼしています。早期緑化の時代から、これからは「安全性の確保」「都市魅力の向上」「管理コストの縮減」を柱とした街路樹管理マニュアルを作成することを目的としています。



2-現状・課題

本市の街路樹の高木維持管理状況について、剪定実績本数は対象が約1,200本あるものの、毎年400本程度（約34%）に留まっています。

課題は「樹形が損なわれ道路景観が損なわれる」「根あがりによる通行への支障」「倒木や枝の落下」「下水道管への樹木の根の進入」等があげられます。

街路樹に対する市民要望の内容は「枝の伸長」「害虫」「落ち葉」「必要性」が数多くあり、市民の街路樹への愛着が薄れ、管理についての理解、協力が得られにくい状況です。



樹形の損なわれた街路樹



根あがりによる通行への支障

樹木に関する相談・要望件数（公園除く）

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 令和2年11月現在 |
|--------|--------|-------|--------------------|
| 99件 | 58件 | 72件 | 44件 |

3-本市の基本モデル作成

街路樹マニュアルを作成するには目指すべき基準を数値化した基本モデルを作成する必要があります。本マニュアルでは代表的な路線をピックアップし、以下の5項目について基本モデルを作成します。

①樹間等の設定

- ①高木：10m~15mの樹間の確保
- ②中木：樹冠の5倍程度の樹間の確保
- ③低木 帯状列植

②クリアランスの確保



- ・建築限界・隣地境界からの距離
- ・信号・標識・カーブミラー等
- ・道路付属物付近

③高木の樹形等

| 歩道幅員 | <2.0m | <3.5m | ≥3.5m |
|------|--------|----------------|----------------|
| 枝張り | 高木設置不可 | 3.20m | 4.75m |
| 樹高 | 高木設置不可 | 6.4m ~10.6m | 9.5m ~15.8m |

※ただし電線等の架空線がある場合は地上から架空線の高さを基本モデルの樹高とする

④中木の樹形等

視距確保の観点より、原則新規には設置をしないが歩行者専用道路など周辺環境によっては設置を検討する

既存については、その役割周辺環境に合わせて維持管理をする

⑤低木の樹形等

- 上部は平坦とし、高さは下記とする
- ・交差点・出入口付近左右2mの区間
車道部より60cm以内
- ・上記以外 歩道部より90cm以内

4-管理方針

維持管理の基本方針は、目標とする樹形や形状以上に生長した樹形を、基本モデルに作り直してため樹木の抑制、更新を柱にしていきます。

